

養父市農業委員会

第6回会議録

令和2年3月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第6回会議録

1. 開催日時 令和2年3月24日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父市商工会養父会館 大会議室

3. 議事

議案第19号 農用地利用集積計画の承認について

議案第20号 非農地証明について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第22号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

議案第23号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第24号 養父市農業委員会慶弔規程の一部改正について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（11名）

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	

5. 欠席農業委員（2名）

10番 北本健一郎 13番 圓山満

6. 出席推進委員（10名）

15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘	18番 鷹野孝一
19番 安達繁	20番 栗田匡晃	21番 林田雅美	23番 森脇耕助
24番 井上勝雄	25番 藤原健次		

7. 欠席推進委員（2名）

14番 小林誠 22番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 主幹 森本 重良 主幹 稲津 義彦 主査 福垣 周作

事務局 : それでは、ただいまより第6回農業委員会総会を開催します。開催に先立ちまして、会長より挨拶を頂きたいと思います。

谷垣会長 : 皆さん改めまして、こんにちは。新型コロナウイルスの関係等もありまして、私も新型コロナウイルスではないと思いますけれども、この間からずっと咳が続いておりまして、熱は出ておりませんので、まだ大丈夫だと思います。今日は少しお聞き苦しいかもしれませんが、マスク着用の上で話をさせていただきたいと思っております。

今日は、ここ2、3日、非常にいい天気が続いておりまして、午前中には各委員さんが現地調査に行かれまして、ありがとうございます。また今日の総会の中でいろいろとご審議いただきたいと思っております。

それから、今日のレジメの中で、「農業委員会全体協議の次第」というものがお配りされていると思います。それをめくっていただきましたら、右側のページに、全国農業新聞の記事が出ております。本委員会の秋山博さんが中心になられ、農地利用の最適化の推進をされて、養父市で2番目になる農事組合法人を設立されたということで、本当にこのように頑張っているところは、素晴らしいと思っております。今後とも、このような形のものが、さらに養父市の中でいろいろと農地利用の最適化になるような形で進められましたらありがたいと思っております。秋山さん、よろしく願いいたします。

それでは、今日は議事の方もたくさんございますので、皆様方よろしく願いしたいと思っております。以上です。

事務局 : はい、ありがとうございます。初めに、会議の成立についてご報告します。本日の出席は、農業委員13名中11名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することになっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、10名の参加ですので、あわせてご報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長をお願いしたいと思います。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、1番の秋山農業委員と2番の山根農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第19号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : はい、失礼します。資料としましては、本日お配りしております「議案第19

号農用地利用集積計画の概要」をご覧ください。農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画書の提出があったものについて説明をします。

まず概要ですが、公告日としましては来月の4月1日を予定しております。1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数です。田が、面積は98,424㎡、畑が964㎡、合計が99,388㎡です。筆数が、田が77筆、畑が3筆。利用権の設定を受ける戸数は17戸、利用権を設定する戸数は59戸です。

2番目として、利用権の概要についてまとめております。利用権の内容それから契約年数を表にしてまとめております。それから、提出のありました個票ですが、ページをめくっていただきまして、1ページから20ページまで、それぞれ提出のあった個票についてまとめております。説明は、以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第19号を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして議案第20号、「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料としましては、1ページをご覧ください。議案第20号、「非農地証明交付申請の承認について」です。提出のありました案件は4件です。

番号1番、農地の所在地は八鹿町九鹿、地番は記載のとおりです。登記地目が畑、現況が宅地です。面積が112㎡、所有者は養父市八鹿町九鹿の方です。非農地の理由としましては、申請者の亡き父が、母屋に隣接する土地に、昭和49年に1階に倉庫、また昭和58年頃に2階に居室を増築されております。今回の申請者の方が、土地・母屋等の不動産を整理しており、登記地目が畑のままだと判明し、現況の地目変更をするに至っております。平成25年12月に、相続で土地を所有されております。資料としましては、2ページから6ページとなっております。

番号2番、農地の所在地が菟崎、地番は記載の地番です。登記簿の登記地目が畑、現況は宅地です。面積は79㎡。所有者は宝塚市の方です。非農地の理由としましては、申請者の方は相続により土地を取得されております。亡き母が

昭和 11 年頃に、母屋に隣接する土地に居室、主に茶室として使われていたようですけれども増築されております。20 年来、隣接の母屋の宅地と一体的に利用されておられます。今回、登記地目が畑のままということが判明し、現況の地目に変更される予定です。資料としましては、7 ページから 11 ページとなっております。

番号 3 番、農地の所在地は養父市場、地番は記載の地番です。登記簿の地目が畑、現況は原野となっております。面積が 36 m²。所有者は加古川の方です。理由としましては、相続により土地を取得され、以前は家がありましたが、家のあった土地に隣接する土地で、20 年以上耕作しておらず宅地の一部として利用しておられました。今回、現況に合わせて地目変更をされる予定です。平成 24 年 4 月に、相続により取得されております。資料としましては、12 ページから 16 ページです。

最後は、番号 4 番、農地の所在地が八鹿町高柳、地番は記載の地番で 2 筆あります。登記簿の地目が畑、現況は宅地です。所有者は、親子ですが 2 人の所有になっております。非農地の理由としましては、昭和 43 年頃に居宅と倉庫を建設されております。今回、不動産の整理をする際に、登記地目が農地のままであると判明したため、現況地目に合わせて地目変更をされる予定です。資料としましては、17 ページから 22 ページとなっております。説明を終わります。

議 長： はい、事務局の説明が終わりました。次に、1 番の八鹿町九鹿の件について、担当農業委員の説明を求めます。11 番、坂本農業委員。

坂本委員： 11 番、坂本です。この顛末書に書いてあるとおり、先代の父親が健在のときに、農地であることを無視してやっしまいました。今回相続した長男が遺品整理をしていたところ、父が増築したところが農地のままであったということで、今回このような手続きをされました。よろしくお願ひします。

議 長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。6 番、奥藤農業委員。

奥藤委員： はい。奥藤です。現地を確認しましたところ、写真のとおり相違ございません。どこも問題ないと思います。以上です。

議 長： はい。説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第 20 号の 1 を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、2番の藪崎の件について、担当農業委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： はい。3番、藤原でございます。今朝ほどは、現地調査ご苦労さまでございました。7ページから11ページをご覧いただきたいと思います。これも、建物の建っているところが農地のままでしたということの始末書が出ておりますけれども、相続したときにこのようなことが発覚したということです。
これも、現状どうするということもできないと思いますので、ご審議の方、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。午前中、現地調査させていただきました。担当委員の方も申しあげましたように、問題はないと思います。許可してもいいのではないかと考えておりますので、よろしく願いします。

議 長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。19番、安達推進委員。

安達委員： はい、安達です。午前中に現地調査をしました。2、3日前にも、藤原委員と確認に行っております。委員の言われたとおりでよろしく願いします。

議 長： はい、説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第20号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、3番の養父市場の件について、担当農業委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： はい。3番、藤原でございます。議案3番ですけれども、これも12ページから16ページまで載っております。これは、始末書も何もないのですけれども、「相続により土地を取得し」ということで、事務局から説明があったとおりです。この135ページの図面を見ていただきたいと思うのですけれども、ここで178-2というのが農地のままであります。

事務局の方で調べていただきましたら、昔は住宅が建っていたようです。この15ページの写真を見ていただいたら分かりますが、地目は宅地のままで、住宅が壊された跡にそのままの状態、ここだけ農地で残っているので、これを変更して、雑種地にしてほしいという願いが出ております。16ページを見ていただいても、同じような状態だと思います。ご審議をよろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。午前中、現地調査してきました。養父小学校の北側になります。この周辺はお寺さんがありまして、写真に写っていますけれども、墓石がたくさんあります。申請地においては、竹がもう侵食しておりまして年数も経っており、非農地を許可することはいいのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。19番、安達推進委員。

安達委員： はい、安達です。今朝、藪崎と養父市場の現地を見せてもらいました。今、委員が言われたとおりです。

議長： はい。説明が終わりました。この件について、他に質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第20号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、4番の八鹿町高柳の件について、担当農業委員の説明を求めます。1番、秋山農業委員。

秋山委員： はい、1番、秋山です。よろしくお願ひいたします。ページ数は17ページから22ページです。位置図になりますけれども、場所は、少し道の駅から高柳に向かっている住宅街に入る、約1.5キロぐらい鳥取方面向き、関宮向きに上がったところを曲がっていただいたら、すぐの場所になります。

次にある字限図では分かりにくいかもしれませんが、9号線が上側の559番から547番あたりを走っております。宅地の申請地の554-2の前が市道になっております。549-4のあたりからが正面玄関になるところ、この家になっております。それから、家の全景は20ページと21ページに出ておりますので、ご覧いただいたら結構かと思ひます。

これも、先ほど来と一緒に、顛末書がついております。身辺の整理を行うにあたり、地目が農地であることが分かったということで、今回、現況の地目に登記地目を合わせようということで、非農地の申請をされることになりました。別段問題はないと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： はい。7番、前川です。本日の午前中に現地を確認してまいりました。先ほどの、現地担当委員の秋山委員のご報告どおり、現場では昭和43年頃から住宅が建設されたままでありまして、もうゆうに20年以上は経っており、資料22ページに、顛末書もきちんととられているということから、問題ないのではないかと判断できると思っております。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。15番、内田推進委員。

内田委員： はい。15番、内田です。私も、今日の午前中に現地確認を行いました。秋山委員の報告にありましてとおりと私も確認しておりますので、審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長： はい。説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第20号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 21 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい。21 ページをご覧ください。議案第 21 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号 1 番、養父市八鹿町九鹿の 1 筆。面積は 1,026 m²です。譲渡人は養父市八鹿町九鹿の方、譲受人は豊岡市日高町の方です。建売分譲住宅及び露天駐車場を 5 区画と私道を建設することが転用目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは 24 ページから 28 ページです。

申請番号 2 番、養父市八鹿町国木の土地、4 筆。合計面積は 1,235 m²です。譲受人は大阪府高槻市の方、譲受人は養父市八鹿町高柳の方です。申請地内に、自身が経営する建設会社で使用する露天資材置場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは 29 ページから 33 ページです。

申請番号 3 番、養父市上野の土地 2 筆。合計面積は 908 m²です。譲受人は大阪府寝屋川市の方及び岡山県岡山市の方の共有となっております。譲受人は養父市藪崎の方です。申請地内に一般住宅の建設と親族が経営している建築会社に貸し出しする露天資材置場を建設することが転用の目的で、設定する権利は所有権です。関連ページは 34 ページから 38 ページです。以上です。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。次に、1 番の八鹿町九鹿の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連坦する地域に近接し、農地の集団規模がおおむね 10ha 未満のため、第 2 種農地に該当します。一般基準については、資力・信用を同意書や資金証明によって確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響ないことから、本議案を許可することについて、農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。11 番、坂本農業委員。

坂本委員： はい。11 番、坂本です。今回申請があった土地は、隣接する住宅地が開発された当時だと推測されますが、そのときに農振地を外れていました。住宅が建つということは開発されるということなのでいいことなのですけれども、それは養

父市の人口も減っているから、養父市以外からの方が来られるのならば、なおいいことだと思います。それと、井堰の水利関係では、水が2箇所から寄ってきて通るようになっていまして、水路のメイン通りとなっておりますけれども、水利関係者及び農会長の許可を得ていますので、よろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 担当委員が申されたとおりで、農振地から外れているということで、別に問題はないと思います。以上でございます。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第21号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、2番の八鹿町国木の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連坦する地域に近接し、農地の集団規模が10ha未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力・信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響ないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。1番、秋山農業委員。

秋山委員： はい。1番、秋山です。よろしくお願いいたします。ページ数は、見ていただいたとおり29ページから33ページになります。まず29ページの航空写真ですけれども、国道9号線、国木の交差点をつるぎが丘公園向きに上がっていただきます。約100mのところにある医院の駐車場がある前の農地でございます。

続きまして、字限図に移ります。字限図ではなかなか分かりにくいかと思いますが、駐車場になるのは14-1になるわけでございます。

その横に15-1というところがあります。これは、今回この転用には上がっていない場所でありまして、農地のままということになっています。その分を除外しまして、残りの申請地4つになるわけでございます。

この中で問題となるのは、公衆用道路ということで里道があるわけですが、これはもう以前に払い下げになっておりますので、今回の件に問題はないと思われまして。

それと、次の31ページの図もご覧いただけましたらと思います。この図ですけれども、水路がまっすぐに上に向かっていくのが、つるぎが丘に向かって上がる道でございます。ここを左に曲がりますと、虹の街という地区に上がる道になるわけです。両方のちょうど中間といいますか、間になるとことが今回の農地になるわけです。

ここを転用という形になるかと思えますけれども農業用水路がこの虹の街の北側で、ここの下にずっと走っているわけですが、今回、資材を置くことに関して、少し下を削り落として、水路の方に泥などが入らないようにということで配慮をしていただくよう話をしております。

この用排水路がこのままつるぎが丘の方に主に流れていき、今度は小山地区の農業用水路に行きます。また、「アパート」と書いてある上側の部分ですが、こちらも水路が走っておりまして幅1.5mの里道の外側、アパート側に農業用水路が走っております。

これも小山地区の方の農業用水路に流れます。これも資材置き場のところで、泥水等が落ちないように配慮していただけるということで話を聞いておりますので、水路関係に関しては、今後、問題がないように思われます。

この場所におきましては、進入路が2箇所ございます。一つが、右側の進入路、つるぎが丘に上がる方側からの進入路。それと虹の街の方からもう一つ。この虹の街から入る進入路を置く位置が、少し段差があり高いのですが、工事の当初はこの築土を壊し、またその後、元に戻しますのでとっておられました。

この2箇所から侵入すると聞いております。一応、周りの交通などのことには、特段問題はないと思われまして。

最後、32ページ、33ページが、設計図及び計画図になっております。特段、農業用水路それから周りの農地に特段の影響はないのではないかと思います。今回の転用の申請、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： はい。7番、前川です。本日の午前中に、こちらの現場を確認してまいりま

した。露天資材置き場ということですので、現場の農地は、道路路面よりも約1mぐらい下がる形になります。したがって、本来資材置場であれば、農地を嵩上げし道路路面と同じ高さにするかと確認を取ったのですけれども、嵩上げはしないとのこと。その状況が、33ページの図のA-A'断面図、B-B'断面図に描かれております。先ほど、現地担当委員の秋山委員がご説明をなされましたが、現在使われている農業用用水路・排水路ならびに旧里道ともに維持されるということですので、特段問題ない事案でないかと思っております。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。15番、内田推進委員。

内田委員： はい。15番、内田です。私も、午前中に現地確認を行いました。秋山委員と前川報告委員の説明のとおりだと私も確認しておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： はい。説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第21号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、3番の上野の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号3番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連坦する地域内にあり農地の集団規模も小さいため、第3種農地に該当します。一般基準については、資力・信用を同意書や資金証明で確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響ないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： はい。事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： はい。6番、奥藤です。現地を見させていただいた箇所は地目は田ですけれども、実際は荒れ果てて雑種地に近いということです。それから、現況としては、住宅、倉庫、資材置き場ということで申請が出ております。これにあたっては、申請の方には問題ないというように私は判断いたしました。以上でございます。

議長： はい。続いて現地調査委員の説明を求めます。9番、西谷眞一農業委員。

西谷委員： はい。9番、西谷です。今朝ほど、現地を見に行かせてもらいまして、今、奥藤委員が報告しましたとおり、もうずいぶんと長い間、農地としては使用されていなかったのではないかという状況。そのようなことで問題はなかろうと思いますので、よろしく審議のほど、お願いしたいと思います。

議長： はい。続きまして、担当推進委員の説明を求めます。18番、鷹野推進委員。

鷹野委員： はい、鷹野です。それぞれご報告があったとおりで、何も問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長： はい。説明が終わりました。この件について、質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第21号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第22号、「農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい。39ページをご覧ください。議案第22号、「農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用の届出について」です。

届出番号1番、養父市左近山の土地1筆。面積は601㎡のうち34.04㎡です。届出者は養父市左近山の方で、現在耕作している農地内に農業用倉庫を建設することが、届出の目的です。関連ページは40ページから41ページです。以上

です。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。それでは、1番の左近山の件について、担当農業委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。先だって、私も現地を見させていただきました。今日も再度、見させていただきました。面積的にも200㎡以下ということで、問題ないことを確認しております。以上でございます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。9番、西谷眞一農業委員。

西谷委員： はい。9番、西谷です。こちら、今朝ほど現地を確認させていただきました。ただいま奥藤委員が報告されたとおりですので問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： はい。続きまして、担当推進委員の説明を求めます。18番、鷹野推進委員。

鷹野委員： 鷹野です。今朝ほど、確認に行かせていただきました。何も問題がないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： はい、ありがとうございました。説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第22号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第23号、「養父市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。振興部会の説明を求めます。5番、大谷副部長。

大谷委員： はい。5番、大谷です。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」ですが、これは制度が変わりまして、現在農地利用最適化推進委員会があるわけですが、3年ごとにこの指針を見直し検証して、再度指針を策定するものでござ

います。

44 ページでございますが、管内の農地面積、遊休農地面積、遊休農地の割合ということで、それぞれ面積とパーセントを載せております。現状を平成 31 年 3 月、目標を令和 6 年 3 月に設定しております。

それから、右側の 45 ページの方にも、集積・集約化の目標、農地利用集積目標を記載しています。これも、現状を平成 31 年 3 月と目標を令和 6 年 3 月とし、記載の数字を目標としております。なかなか実績が上がらないですけれども、農地利用最適化推進委員のご努力を願ひまして、このような目標に向かっていきたいと思っております。ご了解を願ひたいと思ひます。

それから、46 ページには、新規参入の促進目標を記載しておりますが、現状の平成 31 年 3 月には 2 経営体で、令和 6 年 3 月で 12 経営体という目標にしますので、よろしく願ひたいと思ひます。

以上、簡単ですけれども、何かありましたら、お受けしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

議 長： はい、ありがとうございます。説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

前川委員： はい。

議 長： はい。前川委員。

前川委員： はい。7 番、前川です。2 点質問があります。まず 1 点目。44 ページ、45 ページ両方に書かれているこの表、管内の農地面積が、現状は 1,500ha から、3 年後、目標の令和 6 年と、少しずつ減っていますけれども、この減っている面積、減らしている面積は、何か根拠があるのでしょうか。これが 1 点目です。

それと、「遊休農地面積 (B)」と書かれてあるのは、農地パトロールで B 分類に判定された農地の面積なのか、どのような定義でこの面積が出ているのか、教えてもらいたいと思ひます。よろしく願ひします。

議 長： はい。他にはございませんか。今の件につきまして、事務局。

事務局： はい。まず 1 点目のお答えをさせていただきます。管内農地面積の件につきましては、若干減ってくるという見通しで計算をしております。前回の 3 年前の指針では、管内の農地面積が 1,520ha という面積でございました。3 年後の現在が 1,500ha ということで、3 年間で 20ha が減ったという実績がございます。1 年間に約 7ha 減ったという実績を基に、3 年後の令和 4 年 3 月、また令和 6 年 3 月時点の数字を弾き出したという流れでございます。

また、遊休農地面積につきましては、A分類の数字を上げているところがございます。以上です。

議 長： はい。よろしいですか。

前川委員： はい、ありがとうございます。

議 長： はい。他にはございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。それでは質疑なしと認め、議案第 23 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 24 号、「養父市農業委員会慶弔規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい。それでは、資料の 47 ページをご覧ください。議案第 24 号、「養父市農業委員会慶弔規程の一部改正について」でございます。こちらの表で、左側が現行の内容で、右側が改正後の案となっております。アンダーラインの部分について、今回改正を行っております。

改正の理由につきましては、養父市農業委員会慶弔規程第 3 条の本文中、「委員と同居の」を削除し、別表中の、「花輪 1 対」を「供花 1 基」に改め、別表の枠外に備考を設け、備考に「父母とは、実父母及び養父母をいい、配偶者(同居)の父母を含む」を加える改正を行っているものでございます。以上です。

議 長： はい。説明が終わりました。この件につきましては、前回の総会の後の会議の中でご意見があったものでございます。質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第 24 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに、賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①、「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料は48ページをご覧ください。報告①、「農地法第3条の規定による許可申請について」、報告します。2月16日から3月15日の間に許可をしたものについて報告します。今回は、3件ありました。

番号1申請の土地が養父市場の土地で、13筆あります。田が9筆、畑が4筆となっております。面積の計が5,918㎡。譲受人が養父市養父市場の方で、譲渡人も養父市養父市場の方で、親子関係の方です。権利の種類と方法ですが、所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が2月6日、許可日が2月18日となっております。

番号2番、申請の土地は森です。3筆ありまして、面積の計が472㎡。譲受人が養父市長野の方で、譲渡人が神戸市北区の方です。親戚関係の方です。権利の種類と方法ですが、所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が2月12日、許可日が2月25日となっております。

番号3番、申請の土地は八鹿町八鹿。地目が田1筆で1,266㎡。譲受人が八鹿町高柳の方で、譲渡人が滋賀県草津市の方です。権利の種類と方法ですが、所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月20日、許可日が2月25日となっております。以上3点報告します。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告②、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料の方が、49ページ、50ページ、51ページとなっております。報告②、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」報告します。一覧表としまして、50ページ、51ページにまとめております。15件ありました。

今回、利用権の設定で、兵庫みどり公社に利用権を設定されたものに伴う解約のものです。賃貸人・借借人は、それぞれ一覧表のとおりです。合意解約年月日、土地の引き渡し日につきましては、みどり公社から提出があった3月2

日にすべて統一させてもらっています。以上 15 件解約の通知がありました。報告を終わります。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③、「農地の使用貸借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい。資料としましては、52 ページをご覧ください。報告③、「農地の使用貸借の解約通知について」。こちら、兵庫みどり公社への利用権設定に伴う使用貸借の解約の通知であります。

3 件ありました。申請の土地、申請人、解約の詳細については、表のとおりとなっております。3 件報告します。終わります。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。この件につきまして、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告④、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい。資料は 53 ページです。報告④、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。相続等の届出があったので報告します。

1 件ありました。申請の土地は大屋町大杉、3 筆ありました。面積の計が 236 m²。申請人は養父市大屋町大杉の方です。取得した日が令和 2 年 2 月 12 日、所有権を取得されております。事由は相続です。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第6回農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣重彦

署名委員 秋山 博

署名委員 山根達夫